

日本心血管インターベンション治療学会（CVIT）認定
心血管インターベンション技師（ITE）制度細則

2013年07月10日制定
2015年05月18日改定
2015年12月06日改定
2017年11月17日改定
2019年 3月22日改定
2019年 8月 9日改定
2020年11月27日改定
2021年 7月 2日改定
2022年 6月10日改定
2022年 6月28日改定
2023年7月21日改定
（改定箇所は下線部）

第1章 業務

（業務）

第1条 日本心血管インターベンション治療学会（以下、CVIT）メディカルスタッフ委員会は、CVIT認定心血管インターベンション技師（Intervention Technical Expert；ITE）制度の運営に関して、以下の業務を行う。

- (1) 諸問題の検討および解決
- (2) 講習会の開催
- (3) 認定試験の実施、適否の判定
- (4) 認定および更新に係る業務
- (5) 規約ならびに細則の改定に関する検討
- (6) 業務に関する事項の決定
- (7) その他本制度の遂行に必要な業務

第2章 資格の認定

（申請資格）

第2条 心血管インターベンション技師（Intervention Technical Expert；ITE）の認定を申請するものは次に定めるすべての資格を有するものとする。

- (1) 臨床工学技士免許または臨床衛生検査技師免許を取得してから3年間経過し、CVIT心血管カテーテル治療専門医（名誉専門医を含める）、同認定医のもとで5年間に200例以上の心血管インターベンション治療補助経験を有すること。なお、この5年間とは別に定める資格試験の申請日から5年

間を遡るものとし、200例の治療補助経験の内、過半数の100例以上は冠動脈形成術の治療補助経験を必須とする。ただし検査は治療補助経験として含まない。

- (2) CVITメディカルスタッフ会員であり、申請年度までの年会費を納入していること。
- (3) CVIT主催のITE 講習会 (e-ラーニング) を申請前の2年間で1回以上受講していること。

(申請書類)

第3条 心血管インターベンション技師 (Intervention Technical Expert ; ITE) の認定の申請者は次に定めるすべての書類を所定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 心血管インターベンション技師制度 (ITE) 認定試験申請書
- (2) 対象国家医療資格免許の写し
- (3) 心血管インターベンション治療補助経験症例一覧表
(心血管カテーテル治療の定義) PCI (冠動脈形成術)、EVT (末梢血管インターベンション)、大動脈ステントグラフト、Structural Intervention (構造的インターベンション)、小児先天性心疾患に対するインターベンション。不整脈に対するアブレーションや、下大静脈フィルター留置および抜去、一時ペースメーカー留置など一時的な予防的カテーテル手技は含まない。新しい技術が出てきたときはメディカルスタッフ委員会において検討して決定する。
- (4) 治療補助経験症例証明者署名
- (5) 受験料 (6,000円)、認定登録料 (2,000円)

(審査)

第4条 メディカルスタッフ委員会は次に定める基準に従って書類審査を行う。

- (1) 提出書類に基づき、申請資格を有すること。
- (2) 心血管インターベンションに携わる技師として十分な内容の経験を有すること。

(試験)

第5条 メディカルスタッフ委員会は資格認定試験を行い、審査にあたっての資料とする。試験は以下に従って行われる。

- (1) 年1回実施する。試験の要領はホームページ、メール等にて告知する。
- (2) 試験官はメディカルスタッフ委員会に委託する。補充が必要な場合はCVIT代議員に委託する。

(心血管インターベンション技師の認定)

第6条 メディカルスタッフ委員会は、申請書類と試験結果に基づいて審査を行い、所定の基準を満たす者を心血管インターベンション技師 (Intervention Technical Expert ; ITE)として認定し、理事会および代議員会に報告する。

(心血管インターベンション技師認定証の交付)

第7条 日本心血管インターベンション治療学会理事長はメディカルスタッフ委員会の認定に基づいて、心血管インターベンション技師 (Intervention Technical Expert ; ITE) 認定証を交付する。

第3章 認定の期間

(有効期間)

第8条 心血管インターベンション技師 (Intervention Technical Expert ; ITE) 認定の有効期間は5年とする。本認定を維持するためには第4章第9条に示す更新の手続きを要する。

第4章 認定の更新

(認定の更新)

第9条 心血管インターベンション技師 (Intervention Technical Expert ; ITE) 資格の更新を申請するものは次に定めるすべての資格を有するものとする。

- (1) CVITメディカルスタッフ会員であり、申請年度までの年会費を納入していること。
- (2) 日本心血管インターベンション技師 (ITE) スキルアップセミナー (eラーニング) を5年間に8講座受講していること。
- (3) 認定期間 (5年) 内に、メディカルスタッフ委員会が認定する学術集会・関連学会・研究会にて所定の単位数 (50単位) を取得すること。
- (4) 各学術集会等の単位数について
 - 【30単位】
 - ・ CVIT 年次学術集会に発表・座長として参加
 - 【20単位】
 - ・ CVIT 年次学術集会への参加
 - ・ CVIT 誌への投稿・掲載
 - 【15単位】
 - ・ CVIT 地方会に発表・座長として参加
 - 【10単位】
 - ・ CVIT 地方会への参加
 - 【5単位】
 - ・ 以下の関連学会 (地方会含む)、講習会、ライブデモンストレーションへの参加
 - 日本循環器学会
 - 日本心臓病学会
 - 日本冠疾患学会
 - 日本脈管学会

日本血管内治療学会
日本IVR学会
日本心血管画像動態学会
日本臨床工学技士会
日本医学放射線学会
日本フットケア・足病医学会（旧：日本フットケア学会、日本下肢救済・足病学会）
日本医学検査学会
日本心エコー図学会
日本超音波医学会
日本不整脈心電学会
日本臨床衛生検査技師会

掲示されていない集会等については、申請に応じて別途審議の上決定する。なお、申請にあたっては、プログラム内に臨床工学技師・臨床衛生検査技師に対するセッションが組まれていることを必要とする。

2 心血管インターベンション技師（Intervention Technical Expert ; ITE）の更新の申請者は、次に定めるすべての書類を所定の期日までに提出しなければならない。

(1) 心血管インターベンション技師（ITE）資格更新申請書

(2) 単位取得を証明する資料

- ① CVITが認定する学術集会・地方会への参加証明書（写し）
- ② メディカルスタッフ委員会が認定する学術集会・講習会における座長・発表等の活動（プログラム、抄録集の写し）
- ③ 心血管インターベンション関連の論文（掲載ジャーナル、号数、刊行年が掲載されているもの）
- ④ スキルアップセミナー8講座（eラーニング）の受講、修了（視聴ログが記録されるため提出書類は不要）

(3) 認定更新審査料（6,000円）、認定更新登録料（2,000円）

3 メディカルスタッフ委員会は申請書類に基づく審査を行い、所定の基準を満たす者に対し、心血管インターベンション技師（Intervention Technical Expert ; ITE）の更新を認める。

4 資格取得後、海外留学、僻地医療に従事、傷病、妊娠、出産、育児などにより、一定期間カテーテル業務に従事できないために、資格更新に必要な単位の取得や心血管カテーテル業務の経験数の維持が困難な場合には、資格更新時に定められた様式を届け出ることにより、メディカルスタッフ委員会での審査で認められた場合は、認定期間内に始まる連続した期間分を留保期間として救済すること

ができる。

5 4項で記載する「一定期間」とは、最大4年間で、年単位での申請とし、10か月以下の申請は認めない。

第5章 資格の喪失

(資格の喪失)

第10条 CVIT認定心血管インターベンション技師 (Intervention Technical Expert ; ITE) の資格は以下に定める場合に喪失する。

- (1) 死亡あるいは本人より資格取り消しが申請された場合
- (2) 認定後5年を経過し、更新の申請が行われなかった場合
- (3) 申請資格が満たされなくなった場合
- (4) 心血管インターベンション技師 (Intervention Technical Expert ; ITE) として適切でない行為が行われた場合
- (5) 資格取得後、更新のためのスキルアップセミナーにおいて、不正受講が判明したとき

第6章 付則

(細則の発効)

第11条 この細則は、平成25年7月10日をもって発効する。

(細則の改訂)

第12条 この細則は、メディカルスタッフ委員会の議決を経て適宜改定ことができ、理事会および代議員総会にて報告する。ただし、講習会、スキルアップセミナー、受験料、更新審査料、認定料の改定は、メディカルスタッフ委員会、理事会の議決を経て、代議員総会にて報告し、事前に会員に告知するものとする。